

経営事項審査のてびき



令和8年7月
【令和8年7月1日以降申請の方】

鳥取県県土整備部県土総務課

～ 目 次 ～

経営事項審査の手引

● 経営事項審査について.....	P. 1
● 申請の手続について.....	P. 4
● 申請予約ハガキ記載例.....	P. 9
● 経営事項審査受審についての注意事項.....	P. 11
● 【紙申請版】経営規模等評価申請書類（提出書類）確認票.....	P. 22
● 【紙申請版】経営規模等評価申請書類（確認書類）確認票.....	P. 23
● 経営規模等評価申請書（２０００１帳票）記載例.....	P. 24
● 工事種類別完成工事高（２０００２帳票）記載例.....	P. 29
● 工事経歴書 記載例.....	P. 34
● その他の審査項目（社会性等）（２０００４帳票）記載例.....	P. 42
● 機械設備等調書 記載例.....	P. 45
● 技術職員名簿（２０００５帳票）記載例.....	P. 48
● 様式第４号ＣＰＤ単位を取得した技術者名簿 記載例.....	P. 62
● 様式第５号技能者名簿 記載例.....	P. 64
● 様式第３号継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿 記載例.....	P. 65
● 様式第２号経理処理の適正を確認した旨の書類 記載例.....	P. 66
● 会計参与報告書の文例.....	P. 67
● 監査報告書の文例.....	P. 68
● 様式第６号建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を 実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	P. 69
● 様式第７号「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書	P. 71

経営事項審査の主な改正事項 (令和8年7月1日施行)

1. 経営事項審査の改正の視点

(1) 経営事項審査の審査点への影響

2. 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

(1) 「『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無」の新設
※「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点見直し

(2) 「建設機械の保有状況」の改正内容(W7)

(3) 「社会保険加入に関する評価項目」の削除(改正前:W1-1~W1-3)



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1. 経営事項審査の改正の視点



令和8年7月1日以降の申請で適用

改正の視点

持続可能な建設業に向けた①担い手の育成・確保や、「地域の守り手」としての②災害対応力の強化の取組の努力を適正に評価・後押しするとともに、③建設業許可要件の改正を踏まえた審査項目・基準の見直しを実施。

① 担い手の育成・確保

建設業の処遇改善の原資となる労務費の確保・行き渡り等のための取組や、

CCUSの就業履歴の蓄積に関する評価項目を設定することが必要

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況について加点項目として追加(5点)

(審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点)

※あわせて「W1-10:建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直し

② 災害対応力の強化

能登半島地震の応急復旧工事での活用実績等を踏まえ、加点対象となる建設機械を追加することで

災害対応力強化を図ることが必要

加点対象機械の拡大

(「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」を追加)

③ 令和2年の建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

令和2年10月に建設業許可・更新の要件に社会保険加入が追加され、

令和7年10月以降に経営事項審査を受審する企業は社会保険加入に係る許可要件を当然満たすことに

社会保険加入に関する審査項目を削除(各項目-40点)

(W1-1:雇用保険、W1-2:健康保険、W1-3:厚生年金保険の加入有無に関する減点項目を削除)

1-(1) 経営事項審査の審査点への影響

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 本改正に伴い、その他審査項目(社会性等)の最低点ならびに総合評定値の最低点が変更となる。

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高(許可業種別)	最高点: 2,309点 最低点: 397点	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点: 2,280点 最低点: 454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点: 1,595点 最低点: 0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数(許可業種別) ②元請完成工事高(許可業種別)	最高点: 2,441点 最低点: 456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	最高点: 2,073点 最低点: ▲788点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点: 2,159点 最低点: 163点	

2

2. 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 「『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無」に関する評価項目の新設。
※あわせて「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点の見直し。
- 「建設機械の保有状況」の加点対象となる建設機械の対象拡大。
- 「雇用保険の加入状況」「健康保険の加入状況」「厚生年金保険の加入状況」に関する評価項目の削除。

〈改正前〉

評価項目	最高/最低
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/-120
①雇用保険の加入状況	0/-40
②健康保険の加入状況	0/-40
③厚生年金保険の加入状況	0/-40
④建退共の加入状況	15/0
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
⑥法定外労災制度の加入状況	15/0
⑦若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15/0
W2: 建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60/0
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20/0
W4: 法令遵守の状況	0/-30
W5: 建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6: 研究開発の状況	25/0
W7: 建設機械の保有状況	15/0
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-210

削除

〈改正後〉

評価項目	最高/最低
W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	77/0
①建退共の加入状況	15/0
②退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15/0
③法定外労災制度の加入状況	15/0
④若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2/0
⑤知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10/0
⑥ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5/0
⑦建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	10/0
⑧「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無	5/0
W2: 建設業の営業継続の状況	60/-60
建設業の営業年数	60
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0/-60
W3: 防災活動への貢献の状況	20/0
W4: 法令遵守の状況	0/-30
W5: 建設業の経理の状況	30/0
監査の受審状況	20/0
公認会計士等数	10/0
W6: 研究開発の状況	25/0
W7: 建設機械の保有状況(既存の9機種の他に加点対象を拡大)	15/0
W8: 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	10/0
合計(A)	237/-90

配点見直し

新設

拡大

3

2-(1)『建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度』の宣言の有無(新設)

※「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点の見直し

令和8年7月1日以降の申請で適用

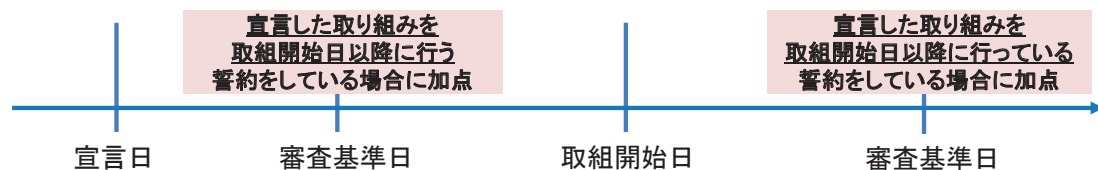
- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にせる企業を評価する項目を設定するため、「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言状況の評価することとした。
- あわせて、「W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直しを行うこととした。

【加点措置の要件】

- 審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

【誓約内容】

- 自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約



審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無		—	5点 (新設)

4

2-(2)「建設機械の保有状況」の改正内容(W7)

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。
- 今般、現在の加点対象機械に加え、災害時における一定の活用実績が確認され、かつ、令和6年能登半島地震において活用実績が確認された「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」を評価することとした。

現行

特定自主検査

製造時検査又は性能検査

自動車検査

ショベル系掘削機



ブルドーザー



トラクターショベル



締固め用機械



解体用機械



高所作業車



モーターグレーダー



移動式クレーン
(つり上げ荷重3t以上)



ダンプ
(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)



追加

不整地運搬車



・土砂の運搬等

アスファルト・フィニッシャ



・道路舗装

〈参考〉: 加点評価の方法: 保有する建設機械の台数に応じて最大15点(14台以上保有する場合)の評価

令和8年7月1日以降の申請で適用

- 令和元年度の建設業法等の一部改正により、令和2年10月1日以降の建設業許可の要件に社会保険(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)の加入が追加された。
- 建設業許可の更新期間が5年であることから、令和7年10月1日以降に建設業許可を保有する建設業者は社会保険加入を満たしていることとなる。
- したがって、経営事項審査の段階において改めて社会保険加入有無を確認する必要性が乏しいことから、建設業者の申請事務効率化の観点も踏まえ、審査対象項目から削除することとした。

W1: 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

W1-1～W1-3

項目	評点
雇用保険の未加入(W1-1)	-40
健康保険の未加入(W1-2)	-40
厚生年金保険の未加入(W1-3)	-40

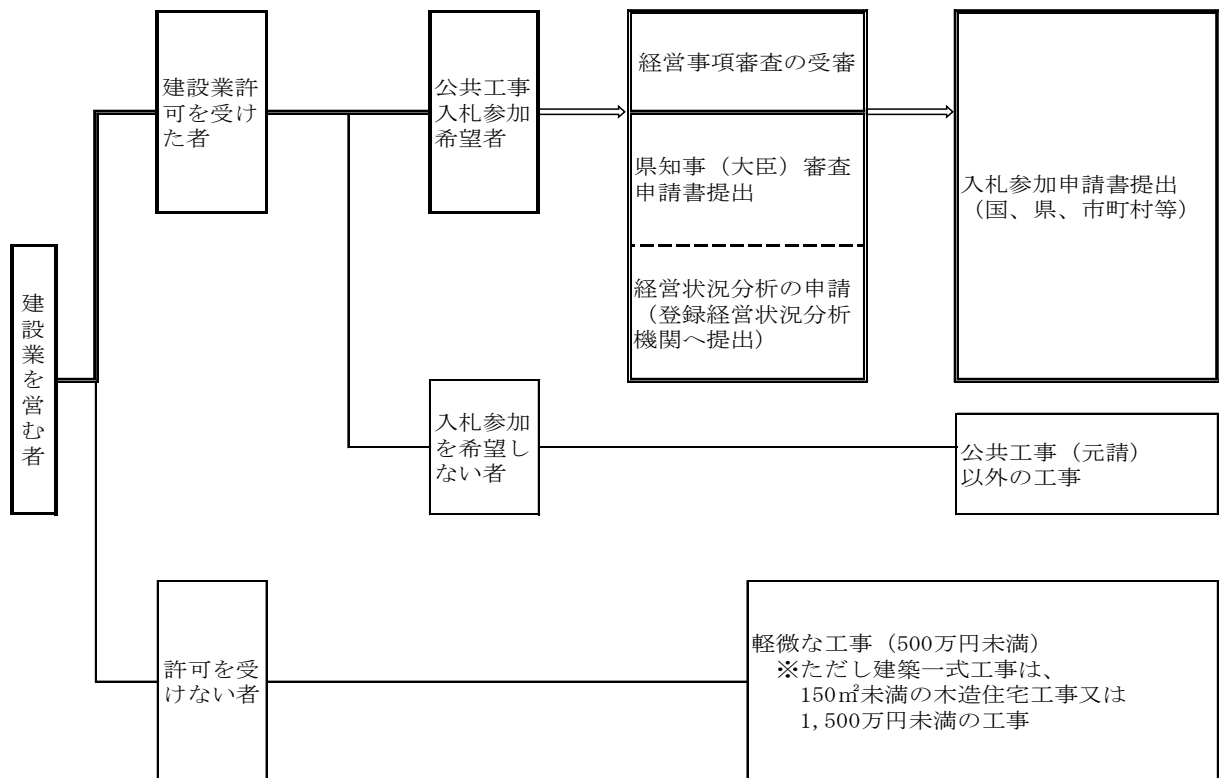
 審査項目から削除

I 経営事項審査について

1 経営事項審査とは

経営事項審査とは、公共工事への入札参加を希望する建設業者の方を対象にした施工能力等に関する建設業者の方の申請を基に行われる審査で、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者の方は、受審が義務付けられています（建設業法第27条の23）。したがって、国や県・市町村等への入札参加を希望する建設業者の方は、この審査を受けなければなりません。

＜建設業者と経営事項審査、入札参加申請の関係＞



受注に当たっては、発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければなりません（建設業法施行規則）。「経営事項審査を受けていなければならない」とは、結果の通知を受けて発注者にこれを提示できる状況にいないといけないということです。このため、常時公共工事を受注しようとする建設業者の方は、毎年経営事項審査を受けることが必要であり、この有効期間を過ぎてしまうと公共工事を請け負うことができなくなるため、入札参加資格を取り消すこととなりますのでご注意ください。

つまり、毎年公共工事を元請として請け負おうする場合、有効期間が継続するよう、余裕を持って準備を進めて受審し、結果通知を受領しておく必要があります。

なお、経営規模等評価申請及び経営状況分析申請書等に虚偽の記載をして提出した者、虚偽の報告等をした者については、建設業法により罰せられます。

2 審査基準日

審査の基準日は、原則として審査の申請をする日の直前の営業年度の終了の日です。

ただし、新規設立業者で決算期が到来していないものについては、個人にあっては事業開始の日、

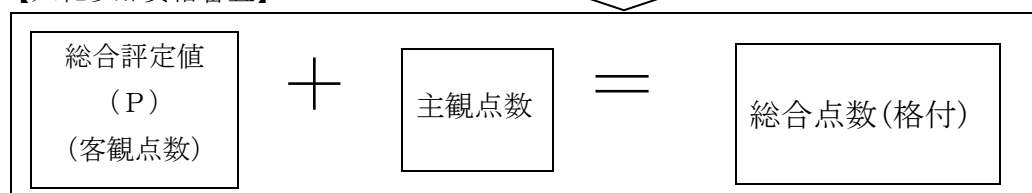
法人にあつては設立の日となります。

特殊な事例（譲渡、合併、分割、相続）で経営事項審査を受審する場合は、事前に県土総務課までお問い合わせください。

3 審査事項等

	審査事項	内容	審査機関
経営状況 分析	経営状況(Y)	負債抵抗力/収益性・効率性 財政健全性/絶対的力量	登録経営状況分析機関
経営規模 等評価	経営規模(X ₁)	完成工事高(業種別)	国土交通大臣、 都道府県知事
	経営規模(X ₂)	自己資本額, 利払前税引前償却前利益の額	
	技術力(Z)	技術職員数、元請完工高(業種別)	国土交通大臣、 都道府県知事
	その他(W) (社会性等)	労働福祉の状況、営業年数、 防災活動への貢献の状況等9項目	国土交通大臣、 都道府県知事

【入札参加資格審査】



※X、Y、Z、Wの結果を用いて、総合評定値（P）を請求することとなります。従って、経営状況分析及び経営規模等評価の両方を申請しないと経営事項審査は成立しません。

4 建設業の許可と経営事項審査について

経営事項審査を受けるためには業種ごとに建設業の許可を受けている必要があります。

また、経営事項審査の申請を行ったときに受けていた建設業の許可について、その全ての許可が無くなった場合、それまで受けていた経営事項審査の結果の通知の効力は無くなったものとみなされま

※ただし、許可換え新規（大臣許可から知事許可等の許可行政庁の変更）及び般特新規（一般建設業許可から特定建設業許可又は特定建設業許可から一般建設業許可への変更）の場合、新たに経営事項審査を申請し直す必要はありません。

※業種追加直後または決算期変更の際、前回の経営事項審査の後に新たに取得した業種について経営事項審査を受けられます。

なお、新しく取得した業種については「その他工事」の完成工事高等を調整し、「完成工事高」の2年平均か3年平均かの選択にあわせて工事経歴書を作成し、申請書に根拠資料（契約書の写し等）を添付してください。

5 有効期間

経営事項審査の有効期間は、経営事項審査結果通知の発行日から有効となり、その通知を受けた経営事項審査の審査基準日から1年7か月で満了となります。

6 審査項目

経営事項審査の項目は、①経営規模(X)、②経営状況(Y)、③技術力(Z)、④社会性等(W)から成り立っており、それぞれの評価を基に、下記の式により総合評定値(P)を算出します。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.2 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

総合評価(P) 最高点:2,159点、最低点:163点

項目区分	審査項目	項目ごとの点数	ウエイト	審査機関
①経営規模 (X ₁ , X ₂)	(X ₁) ・工事種類別年間平均完成工事高 (直前2年又は直前3年の平均)	X ₁ の点数 最高点 [1,000億円 以上 2,309] 最低点 [1,000万円 未満 397]	0.25	県
	(X ₂) ・自己資本額(審査基準日現在の額又は 直前2年の平均) ・利払前税引前償却前利益の額	X ₂ の点数 最高点 2,280 最低点 454	0.15	
②経営状況 (Y)	・負債抵抗力 (純支払利息比率・負債回転期間) ・収益性・効率性 (総資本売上総利益率・売上高経常 利益率) ・財務健全性 (自己資本対固定資産比率・自己資本 比率) ・絶対的力量 (営業キャッシュフロー・利益剰余金)	Yの点数 最高点 1,595 最低点 0	0.20	登録経営状 況分析機関
③技術力 (Z)	・業種別技術職員数 ・1級国家資格者のうち監理技術者資格者 証を有し監理技術者講習を受講 ……………6点 ・上記以外の1級国家資格者 …… 5点 ・監理技術者補佐……………4点 ・基幹技能者又はレベル4技能者 ……3点 ・2級技術者(レベル3技能者含む) ……2点 ・その他技術者……………1点 ・業種別元請完成工事高	Zの点数 最高点 2,441 最低点 456	0.25	県
④その他の 審査項目 (社会性等) (W)	・建設工事の担い手の育成 及び確保に関する取組の状況 ・建設業の営業継続の状況 ・防災活動への貢献の状況 ・法令遵守の状況 ・建設業の経理の状況 ・研究開発の状況 ・建設機械の保有状況 ・国又は国際標準化機構が定めた規格による 認証又は登録の状況	Wの点数 最高点 2,073 最低点 △ 788	0.15	

Ⅱ 申請の手続について

1 申請手続

(1) 手続きの流れ（総合評定値（P点）を申請する場合）

- ① 事業年度終了報告（決算変更届）提出
- ② 経営状況分析申請（分析機関へ提出）
- ③ 予約申込往復はがき送付 ※郵便料金を確認してください。
- ④ 経営規模等評価申請及び総合評定値請求
- ⑤ 書類審査
- ⑥ 経営事項審査の結果
- ⑦ 審査結果の公表（建設業情報管理センターホームページ）

(2) 申請期限及び方法

- ① 経営状況分析申請については、登録経営状況分析機関に問い合わせして下さい。

現在の登録経営状況分析機関は、鳥取県のホームページで公開していますのでそちらを参考にしてください。

アドレス → <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28184>

- ② 経営規模等評価申請（県土整備部県土総務課建設業担当あて）

申請を希望する方は、往復はがきで審査受付の予約をしてください。

審査を受けない業者は、期限の切れた時点で県の入札参加資格を取り消します。

<経営規模等評価予約月等>

決算月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
審査予約月 (予約期限)	2	3	3	4	5	5	7	8	8	9	10	11
審査受付月 (実施予定)	4	4～5	5～6	6～7	7～8	7～9	9～10	10～11	10～12	11～12	12	12～1
通知有効期限 (月末)	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4

- ・ 経営事項審査の有効期間が切れないよう事務処理を行うため、それぞれの期限を厳守してください。
- ・ 予約があった者に対し、受付予定日の2週間前までに提出期限を返信はがきで通知します。

(3) 申請書様式の入手先

鳥取県県土総務課のホームページでダウンロードできます。

（県土総務課トップページ>>公共工事関連情報（左側の上から2つめの囲み）の関係様式集 >>経営事項審査申請書の様式）

URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32988>

(4) 電子申請手続きの開始

令和5年より国土交通省【建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）】の運用を開始し、インターネット上で申請等を行えるようになりました。

ア 対象手続きについて

電子申請システムにおいて手続きができるのは、

(ア) 経営規模等評価申請書

(イ) 総合評定値請求書 の提出です。

※再審査申立書については、電子申請システムによる手続きはできません。

※これまでどおり、紙での申請も行えます。

イ システムの操作について

システムの概要については、国土交通省ホームページ 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（外部サイト） をご覧ください。申請者向けの操作マニュアルも掲載されています。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

ウ 提出書類

必要書類は書面による申請の場合と同じです。申請書はシステムへ入力し、確認書類・提示書類はシステムにアップロードしてください。基本的には従来と同じ申請書・確認書類をオンラインで提出していただきます。

（資格者証等の確認資料については一部添付不要となる場合があります。）

エ 申請手数料の納付について

別紙「電子申請用証紙貼り付け用紙」に、POSレジ（控1）を貼り付け、県土総務課（県庁本庁舎5階）に提出または郵送してください。

県土総務課ホームページ参照 <https://www.pref.tottori.lg.jp/299513.htm>

○支払方法

- ・現金
- ・クレジットカード（VISA, MasterCard, JCB, AMERICAN EXPRESS, DinersClub）
- ・電子マネー（QUICKPay, nanaco, 楽天Edy, WAON, iD, 交通系IC）
- ・コード決済（PayPay, auPay, d払い, 楽天Pay, ゆうちょPay, メルペイ）

オ 補正等について

提出書類などに不備がある場合、システムから通知します。（Eメールではありません）
ただし、電話で連絡する場合があります。

カ 経営事項審査結果通知書について

従来どおり紙で行います。

キ 問い合わせ先

操作方法（ナビダイヤル０５７０－０３３－７３０：建設業情報管理センター）

手数料の支払方法（０８５７－２６－７３４７・７４５４：鳥取県県土総務課）

（５）手数料について

○申請手数料							
業種数	手数料 （円）	内 訳		業種数	手数料 （円）	内 訳	
		経営規模等評価	総合評価点			経営規模等評価	総合評価点
1	11,000	10,400	600	16	48,500	44,900	3,600
2	13,500	12,700	800	17	51,000	47,200	3,800
3	16,000	15,000	1,000	18	53,500	49,500	4,000
4	18,500	17,300	1,200	19	56,000	51,800	4,200
5	21,000	19,600	1,400	20	58,500	54,100	4,400
6	23,500	21,900	1,600	21	61,000	56,400	4,600
7	26,000	24,200	1,800	22	63,500	58,700	4,800
8	28,500	26,500	2,000	23	66,000	61,000	5,000
9	31,000	28,800	2,200	24	68,500	63,300	5,200
10	33,500	31,100	2,400	25	71,000	65,600	5,400
11	36,000	33,400	2,600	26	73,500	67,900	5,600
12	38,500	35,700	2,800	27	76,000	70,200	5,800
13	41,000	38,000	3,000	28	78,500	72,500	6,000
14	43,500	40,300	3,200	29	81,000	74,800	6,200
15	46,000	42,600	3,400				

○納付手順

・県土総務課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/299513.htm>）に掲載されている、申請業種数に対応したバーコード納付票（PDFファイル）を事前に印刷の上、POSレジ収納窓口（県庁本庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所のみ）にて手数料を納付し、提出用レシートを受け取ってください。

・提出用レシート（控１）を「審査手数料証紙又は振込領収書はり付け書」に添付の上、郵送または持参してください。

○お知らせ

未使用の鳥取県収入証紙をお持ちの場合、令和８年９月３０日まで県会計管理局において、当該証紙の定価から売りさばき手数料に相当する金額を控除した金額の還付を受けることができます。詳しくは鳥取県会計管理局会計指導課（電話：０８５７－２６－７４３７）までお問い合わせください。

2 提出書類

(1) 経営規模等評価の提出書類（１部）

経営規模等評価申請書、総合評定値請求書（２０００１帳票）ほか

※内容についてお問い合わせすることがありますので、お手元に控を保管してください。

※受付印が必要な場合は、別紙「FAX 送信表」を同封してください。

(2) 経営状況分析の提出書類

【登録経営状況分析機関に提出する書類】各経営状況分析登録機関に確認してください。

3 経営規模等評価の確認書類

(1) 完成工事高・自己資本等（X、Z）に係るもの

(2) 技術職員等（Z）に係るもの

(3) その他の審査項目（W）に係るもの

4 審査結果の通知、閲覧について

(1) 経営規模等評価及び総合評定値

「経営規模等評価結果通知及び総合評定値通知書」により、原則として受付の翌月に鳥取県知事から事業者へ通知します。（行政書士へ委任されている場合でも事業者へ通知します。）

鳥取県知事許可業者の結果については県庁県土総務課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局（各管内分）において、大臣許可業者の結果については国土交通省及び（財）建設業情報管理センター本部において、**結果送付日から３０日経過後**に閲覧に供しています。

※総合評定値の請求を行った業者については、下記ホームページでも閲覧に供しています。

（財）建設業情報管理センター <http://www.ciic.or.jp/>

（株）ワイズ <http://www.wise.co.jp/>

(2) 経営状況分析

「経営状況分析結果通知書」により、登録経営状況分析機関から通知します。

5 再審査について

申請の結果に異議のある場合は、審査結果の通知を受けた日から３０日以内に審査行政庁に対し再審査を申し立てることができます。再審査等の例は下表のとおり。

再審査の原因	対 応
県側の誤入力によるもの	審査結果の通知を受けた日から３０日以内に限り無料で受け付ける。経営規模等評価再審査申立書（２０００１帳票）により申立てを行ってください。
県側の誤入力によらないもの	原則受け付けない。
審査日以降の業種追加 （受審後に業種追加を行った業種について経審を受けるもの）	他の業種の点数に変更が生じない場合のみ受け付け、全業種分の手数料が必要となる。
令和８年７月１日改正	令和８年７月１日～令和８年１０月２８日までは改正にかか る事項についての再審査を申立できる。

6 総合評定値（経審結果通知書）の再発行について

結果通知の再発行を希望する場合、県土総務課窓口へ持参または郵送で申請して下さい。

＜必要書類＞

①「総合評定値請求書（20001 帳票）」

…表題の経営規模等評価申請書及び経営規模等評価再審査申立書に取消線を引く

②経営規模等評価の提出書類のうちの「手数料証紙（印紙）貼り付け書」

…手数料領収書（申請業種数×200円＋400円）を貼付

7 決算期変更について

（1）事業年度欄

審査基準日から遡って24か月又は36か月になるまでの各審査対象事業年度について記入。

（2）完成工事高の算出方法

計算式を余白に記載してください。

（例）決算日を令和7年12月31日から令和8年3月31日に変更した場合

審査対象事業年度 令和7年4月～令和8年3月

審査対象事業年度の前審査対象事業年度 令和6年4月～令和7年3月

① 審査対象事業年度（当該期間）の完成工事高

$(R7.1\sim12 \text{ の完成工事高} \times 9 / 12) + (R8.1\sim3 \text{ の完成工事高})$

② 前審査対象事業年度の完成工事高

$(R6.1\sim12 \text{ の完成工事高} \times 9 / 12) + (R7.1\sim12 \text{ の完成工事高} \times 3 / 12)$

8 お問い合わせ先

鳥取県 県土整備部 県土総務課 建設業・入札制度室 建設業担当

〒680-8570 鳥取市東町1-220（本庁舎5階）

電話：0857-26-7347、7454 ファクシミリ：0857-26-8190

電子メール：kendosoumu@pref.tottori.lg.jp

9 国土交通大臣許可業者について

国土交通省中国地方整備局へ提出してください。

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 建政部 建設産業課 経営支援係

〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀2-15

電話：082-221-9231（内線：6149）

10 その他

訂正等ある場合には県土総務課ホームページに掲載しますのでご確認ください。

申請予約ハガキ記載例

(往復はがきには下記の内容が記載されていれば様式は問いません。)

郵便往復はがき 85円 切手 6 8 0 - 8 5 7 0 (往 信) 鳥取市東町1丁目220 鳥取県 県土整備部 県土総務課 建設業担当 御中	※何も記載しないこと。 返信側の面に必要事項が書かれている ことがありますのでご注意ください。
--	--

郵便往復はがき 85円 切手 - (返 信) 申請者の宛先を記入 〇〇市△△町□丁目◇番地 〇〇株式会社 御中 「行」「宛」ではなく、「様」 「御中」と記載してください	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">管内</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">受付番号</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> 鳥取県知事の行う建設業法第27条の26 に基づく経営規模等評価を希望します <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">商 号</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可番号</td> <td>(般-〇〇) 第〇〇〇〇号</td> </tr> <tr> <td>決 算 期</td> <td></td> </tr> </table> ・電子申請希望 ・郵送申請希望 ・その他連絡事項 〇〇月受審希望	管内		受付番号		商 号		所 在 地		電話番号		許可番号	(般-〇〇) 第〇〇〇〇号	決 算 期	
管内		受付番号													
商 号															
所 在 地															
電話番号															
許可番号	(般-〇〇) 第〇〇〇〇号														
決 算 期															

受審の時期等希望など連絡事項がある場合
※受審時期は必ずしもご希望に添えるわけではありません。

電子申請で決算変更届を提出している場合で、経営事項審査
の「受審有無」「受審予定時期」を入力している場合も予約
ハガキの提出が必要です。

FAX送信票

<発信年月日> 令和 年 月 日

<発信枚数> 本紙（送信票）含み 枚

この度、提出のありました 経審事項審査申請書 について、
受付印（受理印）を押印した控えを、別添のとおり送信いたします。

<発信者> 〒680-8570
鳥取県鳥取市東町1-220
鳥取県県土整備部 県土総務課
TEL：(0857)-26-7347
FAX：(0857)-26-8190

◆受付印（受理印）を押印した控えの送信を希望する場合は、下記の連絡先を記入の上、申請書とあわせて提出いただくようお願いいたします。

◆受付印（受領印）押印用として、申請書（鑑）を1枚提出願います。【FAX誤送信による個人情報等の漏洩を防止するため】

事業者名	
担当者名	
TEL	
FAX	